

## 広島B.M.C.会則

### 第1章 総則

#### 第1条(名称)

この会の名称を、広島B.M.C.(Banquet Managers' Conference、「宴会支配人協議会」とし、以下「本会」と称する。第2条(目的)

本会は、会員各社における宴会予約・宴会サービス・宴会セールス等の情報収集・分析・及びこれらの適切な会員への伝達を通じて、業界の発展及び会員各社の業績に資すると共に、会員相互の親睦を図る事を目的とする。

#### 第3条(事業)

本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- (1) 月例会を開催し、宴会・婚礼等に関する情報交換。
- (2) 宴会・婚礼等に関する資料の収集と、会員ホテル等への提供。
- (3) 会員に対して、資質向上の為にセミナー等の開催。
- (4) 会員相互の親睦を図る為の行事の開催。
- (5) その他、本会の目的を達成する為に必要な事業。

### 第2章 会員

#### 第4条(資格)

本会の会員は、広島・山口地区でのホテル・会館等の宴会業務等に従事する責任者、及び代理者とする。但し、上記以外の施設でも会員の推薦がある場合には資格を有する。

#### 第5条(入会)

本会に入会を希望する場合は、会員の推薦により役員会の承認後月例会において、出席者の過半数の承認後入会とする。第6条(退会)

本会を退会する場合は、その旨を書面で会長に提出する。

但し既納の会費は一切返金しないものとする。

#### 第7条(各会費)

(1)本会の会費は、1施設年額32,000円と定め、請求書を年度当初会員に送付し、会員は、4月末までに振込等で納入する。また、内16,000円を全国B.M.C.運営費とし、残りの16,000円を本会の運営費に充当する。

(2)月例会費は、1名3,000円とし例会会場で当日徴収する。

(3)必要に応じて、前項以外に役員会が認めた会費を特別会費(研修会・新年互礼会・体験例会等)として徴収する。(4)会員以外会費等は、別途定める額を徴収する。

#### 第8条(会費の改正)

本会の会費の改正を行う場合は、総会において会員の過半数の承認を受けなければならない。

### 第3章 役員

#### 第9条(役員)

本会は次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 (役員会互選・総会承認)
- (2) 副会長 2名 (会長推薦・総会承認)
- (3) 事務局長 1名 (会長推薦・総会承認)
- (4) 会計役 1名 (会長推薦・総会承認)
- (5) 監査役 1名 (役員会互選・総会承認)
- (6) 相談役 若干名(役員会互選・総会承認)
- (7) 運営役員 若干名(会長推薦・総会承認)

#### 第10条(職務)

本会の役員の職務は次のとおりとする。

##### (1)会長

会長は本会を代表し、会の運営を総理する。

##### (2)副会長

副会長は会長を補佐し、会長不在の場合その職務を代行する。

##### (3)事務局長

事務局長は、本会の事務を統括する。

##### (4)会計役

会計役は本会の運営にかかる会計事務を行い金銭出納に係る総責任者とし、総会において前年度の収支決算の報告をする。(5)監査役

監査役は、その都度必要に応じて会計監査を実施し総会において前年度の監査報告を行う。

##### (6)相談役

相談役は、会の運営等について助言し、又紛議の調停役等を行い会の発展に寄与する。

##### (7)運営役員

運営役員は、本会の決定事項等の運営を会長の指示のもと実行し会の健全運営に努める。

#### 第11条(選任)

本会の次期会長の選任については、会長任期満了前に臨時役員会を召集し、役員会の決議により会長並びに役員を選出し、1月総会において会員の過半数の承認をもって選任する。

#### 第12条(任期)

本会の役員任期は1期2年とし、再選は妨げない。

又、欠員の補充は、役員会において選任され、選任された役員の任期は役員の残任期間とする。

### 第4章 会議

#### 第13条(会議)

本会は次の会議等を設ける。

##### (1)総会

総会は毎事業年度終了後、二月以内に会長が召集し議長は会長がこれにあたる。

また、総会は、会員の過半数(委任状含む)の出席をもって成立する。

##### (2)総会の付議事項

- ①事業報告及び決算報告
- ②事業計画及び予算計画
- ③役員を選任(任期満了年度)
- ④その他

##### (3)役員会

役員会は会長が必要と認めた時に召集し、議長は会長がこれにあたり、役員の過半数の出席をもって成立する。(4)役員会付議事項

- ①総会に付議する事項
- ②総会の付議事項に関する事項
- ③本会の事業運営に関する事項
- ④その他必要と認める事項

##### (5)月例会

本会は第1章第3条の事業等を実施するため、月例会を開催する。

また、月例会の会場は原則として、会員施設の持ち回りとし、順番は総会において決定し、月例会で調整する。第14条(決議)決議を必要とする付議事項に関しては、会員の過半数の賛成を得なければならない。

### 第5章 会計

#### 第15条(会計年度)

本会の会計年度は、1月1日より12月31日とする。

#### 第16条(会計監査)

本会の会計役は年度終了後、総会までに収支決算書及び会計諸表の監査を監査役より受けなければならない。第17条(会計報告)

本会の会計役は総会において収支決算を報告し、出席者の過半数の承認を得なければならない。第6章付則

#### 第18条(付議)

- (1)会則の改廃は、総会において出席会員の過半数の承認を得なければならない。
- (2)会則に関する疑義については、役員が審議し、会長が決定する。

#### 第19条(施行)

令和5年10月2日 改正。